

## 一般社団法人日本観光研究学会賞表彰規程

### (総則)

第1条 一般社団法人日本観光研究学会定款に定める表彰については、この規程の定めるところによる。

### (表彰の種類)

第2条 表彰の種類は次のとおりとする。

- 1 論文奨励賞
- 2 観光著作賞(学術)
- 3 観光著作賞(一般)

### (賞の対象)

第3条 各賞の対象は次のとおりとする。

- 1 「論文奨励賞」は、本会個人会員によって表彰の年の前々年の1月1日から推薦締め切り日までに発表された博士学位論文を対象とし、観光研究における将来性・発展性が顕著であると認められた研究論文に授与する。
- 2 「観光著作賞(学術)」は、表彰の年の前々年の1月1日から推薦締め切り日までに公刊された観光研究に関する著作で、観光研究の進歩、発展に顕著な貢献をした著書を対象とする。
- 3 「観光著作賞(一般)」は、表彰の年の前々年の1月1日から推薦締め切り日までに公刊された観光一般に関する著作で、観光産業の進歩、発展や観光文化の普及、啓発に顕著な貢献をした著書を対象とする。

### (応募方法)

第4条 応募方法は以下のとおりとする。

- 1 論文奨励賞は、会員の推薦(他薦)による。
- 2 観光著作賞は、会員の推薦または会員の自薦による。

### (選考の方法)

第5条 選考は、理事会のもとに学会賞等審査委員会を設置して行う。

### (受賞者の決定)

第6条 受賞者の決定は学会賞等審査委員会の報告に基づき、理事会において行う。

### (表彰)

第7条 受賞者の表彰は、原則として、学会総会開催にあわせて行う。

### (規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

以上

2016年 5月28日 決定  
2022年 5月14日 改定 (一般社団法人化に伴う)  
2024年 5月31日 改定  
2025年 9月16日 改定